

第31期第1回横浜市児童福祉審議会 総会 会議録

日時	平成28年11月22日(火) 14:00~15:36
開催場所	ワークピア横浜 2階「くじゃく」
出席委員	新井委員 石井委員 大場委員 影山委員 菊池委員 櫻井委員 新保委員 高橋委員 天明委員 戸塚委員 橋本委員 長谷山委員 細川委員 松橋委員 丸山委員 村田委員
欠席委員	明石委員 岩佐委員 岩本委員 柏委員 神長委員 澁谷委員
開催形態	公開(傍聴者0人・報道0人)
議題	<p>1 審議会の概要説明</p> <p>2 議題 (1) 正副委員長の選出 (2) 部会所属委員の指名</p> <p>3 部会の開催状況について (1) 里親部会 (2) 保育部会 (3) 児童部会</p> <p>4 報告事項 (1) 保育部会下部組織「特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会」の設置について (2) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (3) 横浜型児童家庭支援センターの開所について (4) 平成27年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書について</p>

議
事

1 審議会の概要説明

事務局から資料に基づき報告

○影山委員

今般の児童福祉法の改正で、児童福祉審議会の役割に若干の改正、修正があったかと思えますけれども、その点について、横浜市は我々児童福祉審議会に対してどのようにしてほしいのか、そのような説明はございませんでしょうか。

○事務局

児童福祉審議会に関しましては、まず虐待等があったときの検証委員会などが児童部会の下部組織としてございますが、17ページの（5）にある児童虐待に対して審議会等で、検証委員会等で審査した以外の件についても別の委員が調査等を行う仕組みをつくるようということが、改めて児童福祉法の改正の中でいわれております。横浜市の下部組織の①、児童虐待対応調査委員という仕組みが有効に機能できるような仕組みとして、位置づけております。

○影山委員

先ほどの説明で、15ページの児童福祉審議会の権限については、市長への諮問に答えること、意見を具申すること、関係行政機関に対して出席説明や資料の提出を求めること、そして児童福祉行政に関して意見を述べること、この4つが権限であるというように書かれております。今般の児童福祉法の改正で、（3）の関係行政機関に対して資料提出を求めることという部分が、行政機関以外の民間機関等、あるいは率直に言って保護者であるとか、児童そのものに資料提出や意見を聞くということができるよう、法改正になったかと思えます。

これに対して、今のご説明だと、従来もある程度できるようになっているので、今回の改正に関しては、特別の目配りはしなくても構わないという趣旨でしょうか。

○事務局

ご指摘のような改正がございましたが、これについては、全体の状況として国がさまざまな実施手法等について委員会を設けて、どのような方向で進めていくかという検討を進めているところです。横浜市としては、そういった検討も踏まえながら、しっかりとこの委員会の中に位置づけていく準備を進めていきたいと考えております。

そのような意味では、ただいまお答えしましたことにとどまらず、必要な措置を講じていかなければならないと感じております。

○影山委員

ありがとうございます。また方向性が決まりましたら、私たちのほうへお知らせいただきたいと思えます。

2 議題

(1) 正副委員長の選出

要綱第2条に基づき、大場委員を委員長に選出

要綱第2条に基づき、戸塚委員を副委員長に選出

(2) 部会所属委員の指名

要綱第2条に基づき、各部会所属委員を指名

2 部会の開催状況について

里親部会、保育部会、児童部会の審議内容について各部会から資料に基づき報告

3 報告事項

(1) 保育部会下部組織「特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会」の設置について

事務局から資料に基づき報告

(2) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

事務局から資料に基づき報告

(3) 横浜型児童家庭支援センターの開所について

事務局から資料に基づき報告

○天明委員

横浜型児童家庭支援センターについて、独立型の施設が増えるということで、すごく前向きに進んでいるなと思います。養育に課題があり、継続した支援が必要という認定といますか、ここの施設を利用することについては、どのような過程を経るのか、教えてください。

○事務局

こちらを利用される子育て支援の短期利用者につきましては、児童相談所に相談をされている方ですとか、区役所で状況をとらえている方、支援台帳というものがあるのですが、その台帳に載っている方を対象として、子育て短期支援事業などについて取り組んでいくという状況でございます。

○天明委員

サービスとしては、その区ならその区で受けられる、18区全部には設置しておりませんが、できればその区でやりたいという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。現在は9カ所しかございませんが、全区で使っていただける施設でございまして、児童相談所が所管する区に該当するところであれば、ないところであっても利用できるというところです。

○新井委員

これまでの6つのセンターの場合は、支援の内容に里親家庭やファミリーホームの支援というものが入っていたかと思いますが、今回追加された3件には、その項目が明記されていないのですが、それは該当しないというような理解でよろしいのでしょうか。

○事務局

里親家庭のお子様方につきましても、同じようにショートステイなど、子育て短期支援事業等のご利用もできるということになっております。

○新井委員

今のショートステイ、短期の預かりをレスパイトというような理解でよろしいのでしょうかということと、それを希望する場合はどのような手続をとればよいのでしょうか。

○事務局

レスパイトという考え方で結構でございます。また、利用される方がいらっしゃる場合には、里親家庭の場合、所管の児童相談所が窓口になっておりますので、児童相談所にご相談いただいて、児童家庭支援センターにつないでいくということでございます。

(4) 平成27年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書について
事務局から資料に基づき報告

○村田委員

資料のⅦ虐待を行った保護者への支援、指導等というところですが、保護者への指導等はなかなか難しいことではないかと察するわけでございます。その中の2再発防止のための指導または助言その他の支援というところで、虐待問題を抱える家庭への養育支援、家庭訪問の実施ということと、家庭訪問員の訪問といったようなことで、実際の現場でそういった虐待をしてしまう家族が訪問等を受け入れる状況等はどのようなことでしょうか。

○事務局

児童相談所現場でこういった方々のお宅に訪問するというのは、実はご指摘のとおり、なかなか難しい問題がございます。そもそも保護者の多くは虐待をなかなか認めないものでございます。しつけの一環としてやったというようなことから始まって、その辺のご自身の子育てが否定されるような関わりをいたしますと、門を閉ざしてしまうということになります。したがって、私どもとしても親に寄り添う形での支援というのを心がけながら、複数のスタッフでこういったご家庭に対して訪問等の支援をしていくということになります。

ともすると、年齢の小さいお子さんについては、保育園等の所属がない場合もありますので、そういった場合にはやはり外部の目、見守りといったものも大切になってまいりますので、養育支援ヘルパー、あるいは訪問員等の対応をしているといったところになっております。

○村田委員

特にこのような行政関係につながる方の訪問を受けるというのは、受けるほうとしては大変プレッシャーでございますし、なかなか認めたがらないところもあるということでございますけれども、気持ちを聞いていただくというか、あるいは家の玄関を開いていただいて、少しでも話せるような形での努力や工夫を、ぜひ今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

○天明委員

Ⅱの2番、「にんしんSOSヨコハマ」の開設というところは、始めるときもここでご説明いただいて、どうしても0歳児への虐待が多いので、非常に関心の高い事業と感じております。

この相談の69件というのが、相談する人が69人いたということなのか、もしくは電話がかかってきた回数が69回であって、相談人数はそれより少ないということなのか、実数を教えていただいでよろしいでしょうか。

○事務局

69件は1月の開設から3月末までのものでございまして、これは電話による相談とメールによる相談を合わせて69件となっております。

主な相談内容ですけれども、人工妊娠中絶に関するものが12件、妊娠不安8件、パートナーとの関係8件、妊娠中の心身のトラブル、分娩施設に関する事等がございまして、相談内容に関しては重複しているところでございます。

この相談自体が匿名ということでやっております、何人というところは若干とらえにくいところです。件数として69件あったということで、その内容については重複があることが考えられます。相談の実数が69件ということでございます。

○天明委員

相談をしてきた方にどこから情報を入手したかというような質問は特にしていないのでしょうか。

○事務局

どこでごらんになったかということは、直接は聞いておりません。もう既に地下鉄のテロップなどや、若い方たちが集まる場所など、あらゆる場面で啓発をするようにということでは、心がけております。

○天明委員

年齢層はわかりますか。高校生などがやはりちょっと心配だということだったのですが。

○事務局

詳しい数が申し上げられないのですが、傾向として、当初若年の妊娠ということで、10代の方、あるいは若い方が多いのかなと思っていたのですが、1月から3月に関しては、横浜市でやってみて、30代、40代の方が意外と多かったということが特色でございます。

○天明委員

ありがとうございます。この詳しい結果が欲しいときは、どこかでわかりますか。

○事務局

内容につきましては、事務局を通じてお問い合わせいただくようにお願いします。

○天明委員

やはり検証が必要な事業かなと思うので、何らかの形でアフターフォローしながら、事業がより皆さんのほうに定着できるように、また地域子育て支援施設でも、30代、40代で妊娠のことといったら、そのような施設もあるということの周知がうまくいっていないのかなという感じもするので、何らかの方法をいろいろとっていけたらいいのかなと感じました。

○新井委員

VIの虐待を受けた子どもに対する保護及び支援なのですが、その中で3の一時保護所における一時保護の実施ということで1,498件、うち児童虐待が617件とありますが、この一時保護、つまり通告をされて一時的に保護された子どもたちが、家庭復帰、家族再統合で戻っていったのは、大体どれぐらいの割合なのか教えていただけますでしょうか。

○事務局

一時保護所で一時保護をされた後に、家族再統合ということで戻ったのは133件ということでございます。

○新井委員

残りのお子さんは、まだ保護所にいるか、児童養護施設に、別の措置をされたということでしょうか。

○事務局

そうです。社会的養護が必要なお子さんであるとか、あるいは引き続き一時保護を続けているというようなケースもあるかと思えます。

○新井委員

家族再統合事業の中身を少し教えていただくことは可能ですか。また、どのぐらいの時間をかけて再統合しているのかも、教えていただけるとありがたいです。

○事務局

家族再統合事業につきましては、一時保護所あるいは児童養護施設等の社会的養護全体を踏まえまして、親元を離れて過ごしている児童というのがたくさんいます。毎年、私どもの担当職員がおりますけれども、年度当初にすべてのお子さんのスクリーニングをして、親元へ戻せるアセスメントをするという形になります。そして、その中でも1年以内に戻せるだろうというケース、あるいは2～3

年たないと難しい、あるいは、例えば死亡等によりまして保護者あるいは親類不在のために、かなり長期間、家にはもう戻せないかもしれないといった分類を行いながら支援をしていくという形になります。

これにつきましては、当然、児童相談所だけでは家庭へ戻すことができませんので、例えば区役所のスタッフの皆さんのお力をいただく、あるいは学校、保育園、さまざまな地域の関係機関の方たちと協力しながら進めていくという形になります。

多くが児童虐待によって親子分離をして、一時保護なり施設入所しているわけですので、さまざまなリスクが解消するまでは、なかなか家族再統合はできないものですから、かなり時間をかけてプログラムをつくり、外出・外泊などを具体的に親子の関係を再構築するような、そういった意味では結構手間暇がかかるような作業になっているところがございます。

○新井委員

件数も多く、大変な作業をされているのだと思いますが、家庭に戻したら殺されてしまう案件が後を絶たないので、そこはぜひ慎重にお願いしたいと思います。

○菊池委員

今回配付いただいた、平成27年度横浜市子供を虐待から守る条例に基づく実施状況報告書の中の26ページに、先ほどのご質問ともかかわる具体的な数字なども出ているかと思えます。26ページの(2)でございますが、虐待の再発防止のための指導または助言、その他の支援というところを見ていきますと、養育支援家庭訪問事業というものがあります。平成27年度も3,009件、次の27ページに行きますと、ヘルパー派遣がぐっと上がって、27年度は7,118件という数字が挙がっています。

私が伺いたいことは2つございまして、1つ目は、こちらの家庭訪問員という方がどのような資格というか、どのような研修を経て、このような業務に当たっていらっしゃるのか、そのこととあわせて、次にあるヘルパー派遣とどのように違うのかということです。

2つ目の質問は、27年度にこれだけの数が上がっているのは、どのような理由があるのかということをお教えいただけたらと思います。

○事務局

まず、この家庭訪問員という職員、スタッフに関してでございます。各児童相談所に2名ずつ配置されている嘱託職員でございます。それぞれ保育士であるとか、児童福祉施設等の経験者であるとか、子育て支援関係機関での相談キャリアのある方であるとか、さまざまな子どもに関するキャリアをお持ちの方を、採用の時に試験をして雇用しているというようなスタッフでございます。忙しいものですから、すべては受けられませんが、必要に応じまして児童相談所内のさまざまな研修などを受けながら、事業に当たっているということでございます。

ヘルパーにつきましては、家庭訪問員だけではなかなか回りきれない、あるいは家庭と児童相談所との関係がかなりできたケースにつきましては、コンスタントに家庭の育児支援をしたほうがいだろうというものには、家庭支援訪問員からバトンタッチをいたしまして、民間のヘルパー事業者に委託をして、その業務を引き継いでいくというような形になっております。

この利用につきましては、先ほど来お話をさせていただいている家族再統合の事業の1つの切り札

であり、家庭へ戻すときに、例えば幼児であれば保育園に何とか行かせるようにしましょう、あるいは在宅支援がより濃く必要な場合は、こういったヘルパーさんを派遣して支援をしていこうということで、この訪問員とヘルパーは大切な家庭支援のメニューになっているということでございます。

そういった意味で、ここ数年、件数が伸びているというのは、先ほど来お話ししております児童虐待通告数の増加と比例いたしまして、やはり家庭支援、児童虐待ケースに対する支援のニーズが高まっているということと比例しているのではないかと推測しているところでございます。

○菊池委員

今、市内に4つの児童相談所がございますが、その中で各2名ずつの方がいて、27年度は3,009件を対応されたということでしょうか。

○事務局

はい。そのようなことでございます。

○事務局

1点補足になりますが、一時保護をした2,181件の中で、家族再統合の件数を133件と申し上げました。ご質問の趣旨の中で、一時保護された中で家庭にどのくらい返されたのかというお話をいただいたかと思いますが、その数につきましては645件が家庭への帰宅ということでございます。

家族再統合につきましては、一時保護また施設入所のうち、再統合に向けてのいろいろなプログラム、目標を持って、家庭復帰に向けて取り組みをしたということでございます。例えば暴力的な家庭であれば、暴力によらない育児ができるためのプログラムを実施して、再統合したものが133件ということでございますので、先ほどの最初のご質問ですと、1181の一時保護のうち、家庭復帰については645件ということでございます。

○丸山委員

Ⅲの市民の責務のところ、速やかな通告というところなのですが、どこから通告を受けたか、相談を受けたかというところに「子ども自身、本人」というのはないのだなと思って、横浜市子供を虐待から守る条例に基づく実施状況報告書の19ページを拝見させていただいたところ、児童本人からというのは、5,470件中38件で、38人の子どもが自分では虐待を受けていると何らかの方法で相談したということだと思います。

やはり子ども本人がというのは、子ども自身の気持ちになると、すごくつらいことだと思います。親は悪いことをしている、自分は虐待をされているのだと認めるということが、どれだけつらいかと思います。ですから、この5,470件中38人の子が、勇気を出してなのか、どなたかのサポートがあったことができたのかもしれませんが、残りの子どもも同じように、もしかしたら親がというところを信じたくない気持ちもあったのかもしれないと思います。

そう考えると、通告自体の件数はとても増えていて、拾えているところも多くなってきているのかもしれませんが、実際には虐待を受けているにもかかわらず、相談をすることもできない、助けてもらえていない子どもも多く、もしかしたら発見できていないのかもしれないので、大変ご努力いただいているのは思うのですが、今後とも取り組みについては強化していただきたいと思います。

資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員名簿 2 事務局職員名簿 3 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱、児童福祉審議会の概要 4～6 部会報告（里親、保育、児童） 7 保育部会下部組織「特定教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会」の設置について 8 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について 9 横浜型児童家庭支援センターの開所について 10 平成27年度「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づく実施状況報告書について 11 平成28年度児童相談所一時保護所外部評価報告書 12 「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」概要版
配布資料	なし
特記事項	なし